

第 68 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 68 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 6 年 6 月 27 日（木） 13：31～15：17

会場：農林水産省 畜産局第 1 会議室（ウェブ会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- （1）最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- （2）特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について（諮問）
- （3）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料 1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

資料 2－1 諮問文

資料 2－2 特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて（案）

- 資料 2－3 特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）
- 参考 1－1 特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正の方向性について（案）
- 参考 1－2 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 1－3 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 1－4 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 1－5 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 1－6 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 1－7 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 2 飼養衛生管理支援システムについて

午後1時31分 開会

○大倉室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第68回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私、当部会の事務局を担当しております動物衛生課家畜防疫対策室長の大倉でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局、安岡局長より挨拶申し上げたいと思います。

安岡局長、よろしくお願いいたします。

○安岡局長 消費・安全局長の安岡でございます。

委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、お時間を取って御出席いただき、誠にありがとうございます。

第68回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、久しぶりということですので、国内の家畜衛生の状況については先生方御存じかと思っておりますけれども、簡単に振り返らせていただきます。今シーズン、高病原性の鳥インフルエンザについてはシーズンがやっと終わったところで、令和4年度シーズンは過去最大の発生で84例の発生でしたけれども、今シーズン、4月をもって終わったシーズンは10県の11事例ということでございました。6月2日を我が国の清浄化の開始日として、我が国の清浄化宣言がWOAHにもしっかり確認されてホームページ上に載っておりますので、今清浄化が再び達成された状況ということでございます。

一方で状況を見てみますと、養鶏場は10県11事例でとどまったんですけれども、野鳥の方は全国各地で156事例発生いたしました。そういう意味では感染した数は非常に多くて、環境中にはやっぱりウイルスは結構あった年でもあったのではないかというふうなことでございます。

今シーズンを振り返り、7月3日に疫学調査の取りまとめを行う予定となっております。今シーズンどうだったのかというのをしっかり振り返って、また来シーズンに向けて対応をしっかり行っていきたいというふうに思っております。

また、養豚関係においては、豚熱が最近の大きな課題でございまして、もう御存じかと思いますが、佐賀県において、野生イノシシの豚熱の感染が九州では初めて見られたとい

うことでございます。昨年養豚場で発生して、そのときには野生イノシシは発生していなかったわけなんですけれども、その後、懸念していた野生イノシシでも発生が見られたということでございます。

そういった意味では、本当に九州養豚の主産地域において、かつてないほど感染のリスクが高まっているというふうに我々認識しております。今月7日に農水省の豚熱、アフリカ豚熱の防疫対策本部が開催されております。坂本大臣からは、とにかく危機感をみんなと共有して対策をしっかりとやろうということで、ストップ豚熱という大臣メッセージを示していただいたところでございます。

とにかくワクチンはもちろん九州ですね、去年の発生から短期間の間に打っていただいて、防御態勢はある程度できているのですけれども、ワクチンだけに頼ることなく、日頃の消毒、更には野生動物への接触をできるだけ減らすという飼養衛生管理の徹底をしっかりと行っていき、私ども、そして生産現場の皆さん一体となって、とにかく九州の皆さんと一体となって蔓延防止に全力で取り組んでいきたいというところでございます。

さらには、今日この後も状況報告がありますので簡単にさせていただきます。以前の会議でも少しお話をしていますけれども、アフリカ豚熱に関しては特に韓国での蔓延拡大とともに、日本との往来の多い釜山において蔓延拡大しているということで、これもやはり我々としても従来にないほど感染リスクが高まっているというふうに考えているところでございます。いろんな形で韓国から来ていただくもの、更にはほかのアフリカ豚熱の発生国からの入国に関して、水際対策の強化を進めているところでございます。

これも同じく、水際対策もそうですけれども、最終的には農場に入らないように対応をしっかりとしていくということも大事でありますし、また、これはあまり想定はしておきたくないところではありますけれども、万が一発生したときのためのいろんな各地域における準備を進めていくということも今重要になっているところでございます。

さて、長くなりましたが、本日の家畜衛生部会でございますけれども、各疾病に関しての防疫の様々な取組、これまでやってきたことを踏まえ、そして国際的な動向がいろいろ進んでおりますので、これを踏まえて特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について諮問をさせていただきます。

ウェブでも御参加いただいて、ウェブとの併用の開催ということになりますけれども、委員の皆様方には是非専門的な見地から忌憚のない御発言、そして活発な御議論をお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○大倉室長 ありがとうございました。

それでは、現在、家畜衛生部会の委員数20名でございますけれども、本日、ウェブでの御参加も合わせまして12名の委員の方々に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま挨拶いたしました局長、安岡になります。

○安岡局長 よろしくお願ひします。

○大倉室長 審議官、熊谷でございます。

○熊谷審議官 よろしくお願ひします。

○大倉室長 動物衛生課、沖田課長になります。

○沖田課長 よろしくお願ひいたします。

○大倉室長 動物衛生課の防疫企画班長をしております加茂前になります。

○加茂前課長補佐 加茂前です。よろしくお願ひいたします。

○大倉室長 それでは、本日、ウェブの方々もいらっしゃいますけれども、円滑な進行を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料、議事次第、委員名簿に加えまして、議事の1として、最近の家畜衛生をめぐる情勢について資料1がございます。続いて議事の2、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について（諮問）でございますけれども、これに関しては資料2－1から2－3でございます。その他、参考資料がございます、参考の1－1から1－7、それから参考資料2という構成になってございまして、参考資料の方は説明の中で必要に応じて使用いたします。

お手元がない資料、落丁等ございましたらお申し付けください。

よろしければ、それでは適宜、またもし議事の途中、落丁等ございましたらその際にお申し付けいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきまして、稲垣部会長にお願いしたいと思ひます。

稲垣部会長、よろしくお願ひいたします。

○稲垣部会長 それでは、議事に入ります。

まず、議事の1、最近の家畜衛生をめぐる情勢について、事務局から御説明をお願いいたします。

○沖田課長 それでは、最近の家畜衛生をめぐる情勢につきまして、資料1を用いて説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

先ほど局長からの挨拶にもありましたとおり、鳥インフルエンザ、それから豚熱、それから防疫指針の改正の諮問が今日のテーマですので、その防疫指針に関わるような病気についても多少触れて、最新の状況について御説明したいと思います。

まず、資料の1ページ目ですが、これが家畜伝染病の発生状況の全体像でございます。ざっくり言いますと、いわゆる感染力が強くて広がってしまう重要な病気というものについては、例えば口蹄疫は発生がないという状況でございます。それから豚熱、鳥インフルエンザについては、この数年継続しているところですが、件数で言いますと、どちらかというといわゆる慢性疾病に当たるようなヨーネ病といった、こういった病気の発生が近年ずっと継続しているというのが全体的な状況かなというふうに思っているところですが、特に感染力が強くて重要な家畜疾病である高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、その他について絞って説明をしたいと思います。

2ページ目からが高病原性鳥インフルエンザの状況になってございます。

高病原性鳥インフルエンザ、簡単に病気を振り返りますと、原因はウイルスです。高病原性鳥インフルエンザと判定されたA型インフルエンザウイルス、これは基準を国際機関であるWOAHが作成していますので、その基準に合った高病原性鳥インフルエンザと判定されたA型のインフルエンザウイルス、これを原因としております。

症状としましては、元気が消失したり摂食低下、そういったものもありますが、急性例では、これらの症状はなく急死するというものでございます。この病気は、家畜と、それから人の感染も見られるということで、人獣共通感染症ということになってございます。

海外では、人の感染例、あるいは人の死亡例というのがございますが、基本的に人にすぐに感染するものではなくて、家きんと密接な接触をする、例えば途上国なんかで家庭の庭先とかで飼っていて、ふだんから接触しているような、そういった場合、あるいはそこに鳥インフルエンザが入った場合、あるいはヨーロッパの例では、家きんで発生したときの防疫対応で殺処分等の処理を行っていた人の中に感染が見つかるといった例もありますが、いずれにしても密接な接触に起因するというのが主な人への感染というところでございますが、その中では死亡例等も報告されているというところでございます。

国内での発生状況で言いますと、渡り鳥によって国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生するというので、我々鳥インフルエンザシーズンを10月から次の年の5月ぐらい

までをシーズンというふうに呼んで、例えば今回で言えば、2023、24のシーズンというような形で呼んでおるところです。

最近では、2年、3年、4年、5年、6年、つまりは4シーズン連続という発生になっているところでは、

ただ、先ほど言いましたとおり、人に関わるといっても基本的には濃厚接触をしているということが人への感染の原因であって、内閣府の食品安全委員会でも我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染する可能性はないと考えるというふうにされておるところです。

鳥インフルエンザの今シーズンと過去シーズンの発生状況について3ページにございます。今シーズンは、過去と比べますと4年連続、4シーズン連続で発生となりましたけれども、過去シーズンと比べると、家きんでの初発事例は一番遅かったというところでは、

右側の表の中、初発最終確認の表を見ていただきますと、令和5年は初発が家きんは11月25日ということで、この4シーズンの中では一番遅かったというところでは、件数にいたしましても、今シーズンは過去の4シーズンの中では一番少ないシーズン、前シーズンが84事例でしたので、11事例ということで一番少ないところでは、殺処分等の羽数についても同じですが、一方で野鳥を見てみますと、野鳥の確認事例で言うと、局長からも冒頭挨拶にありましたとおり、決して少ないわけではないと、過去4シーズンでは2番目に多いというところで、シーズンの間、日本にこのウイルスはたくさんあったと、ウイルスの濃度としては決して低くなかったという状況でございます。

その中で10県、11事例の発生になったということにつきましては、7月3日の疫学調査報告のチームと、それから、家畜衛生部会家きん疾病小委の合同の検討会において、シーズンの総括をしたいというふうに考えておりますので、そこで専門家の方にも御議論いただき、こういった特徴であったのかといったことをまとめたいというふうに思っております。

なお、このシーズンにつきましては、4月の千葉の発生が一番最後で、防疫対応が終了し28日が経過をした時点から清浄性復帰ということで先ほどございましたとおり、既にW OAHの方に日本の清浄化宣言がウェブサイトに掲載され、6月2日を起点として清浄化ということで載っているところでございます。

4ページ、5ページは、ここ5年の詳細な発生と、それから5ページは過去の発生の県ごとの事例、総数、あと血清亜型等の情報を取りまとめたものでございます。

6 ページですけれども、これは鳥インフルエンザなんですけれども、アメリカにおいて、今シーズン酪農場において鳥インフルエンザウイルスが乳牛に感染するという事例が多数見つかっております。その状況について取りまとめたもので、これも既に農水省のウェブサイトの方に載せている情報です。

かいつまんで説明いたしますと、そもそもの発見は牛の臨床症状があったということで食欲が低下する、あるいは泌乳量が減少するというような状況があって、調べてみたら鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型の鳥インフルエンザであったということです。ただし、鳥と異なりまして、乳牛への臨床症状の程度は軽く、10日程度でこれらの症状が改善して回復するという状況です。ただし、数としてはそこにありますとおり6月21日時点ですが、12州、115農場と、ということで、かなりたくさんの農場で見つかっているというところです。

初期には、野鳥から乳牛へ感染したと、これが発端だろうというふうに考えられておりますが、乳牛がミルクの中にウイルスを多く排せつするということが分かりまして、この搾乳作業を介して牛から牛への感染が起こって、それを原因として広がる、あるいは牛自体が州を越えてほかの農場へ広がるというような形でこの12州に広がったものというふうに考えられております。

この事態を受けて、アメリカ当局としては2024年の4月29日以降、州域を越えて移動する搾乳牛については鳥インフルエンザの検査を義務付けるという形で、感染拡大防止の対策を取っているところです。

このウイルスが乳汁中に出るということですが、調べてみますと乳腺細胞でウイルスがよく増えるという特徴があったということが分かりまして、乳腺細胞で増えていることから乳汁中にたくさんウイルスが出て、それが搾乳を介して、搾乳作業を介して広がっているというところでございました。

これに対する人への感染のリスクについてもアメリカの当局、USDAであるとか食品医薬品局、FDAが調べたところなんですけれども、基本的に市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されているということから、消費者への健康リスクに懸念はないというのが見解でございます。市場に流通する牛乳・乳製品調査においても、そのウイルスの遺伝子の断片が見つかることはあっても、生きた感染性のあるウイルスが見つかるという状況ではないということでもございました。

また、人に対しての感染ですが、搾乳作業を行っている農場の従事者について、これま

で3例の感染が見つっています。ただ、いずれも症状としてはそれほど重いものではなく、軽症で回復、あるいは回復済み、あるいは回復中ということでございます。1例目、2例目は目の症状、3例目は咳などの上気道症状も目に加えてありましたけれども、いずれも軽症ということで、ウイルスの遺伝子の配列等の分析の結果、CDC、疾病予防管理センターとしては、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されていないということで、一般市民の感染リスクは低いままであるというのが見解でございます。

これに対する我が国の対応ですが、都道府県に対しまして、4月3日に牛の飼養管理者、獣医師等に対するこの事例の周知と、それから健康管理、観察の徹底、異常が見られた場合には獣医師や家畜保健衛生所へ相談するということの徹底をする指導を出しております。

また、乳牛の異常があったときに、原因がほかに何か見つければいいんですけれども、見つからなかったときにHPAIの検査も排除せずに行えるようにというような注意喚起も行っているところです。今のところ日本の農場でこうした異常が見つかったという報告はございません。

次のページは、それに関してQ&Aにつきましても、今月に入りましてこの農水のウェブサイトで発表して公表しておりますので、そちらも併せて御覧いただければというふうに思います。

以上、AI、鳥インフルエンザでございました。

続いて、豚熱、アフリカ豚熱に関してでございます。豚熱に関しましては、まず家畜豚での感染については、この5月、先月の末になりまして2件立て続け、栃木と、それから岩手ということで、岩手は初めてなんですけれども、2件続けて発生しました。恐らくイノシシが動く時期というのに合わせて感染が広がって侵入したのではないかと考えられますが、そういった2件立て続けの発生があったということで、やはりワクチンを接種していても引き続きこの警戒が必要であるということでございます。

また、イノシシに関しましては、局長からの挨拶にもありましてとおり、昨年8月に飼養豚で九州で初めて見つかった佐賀の発生農場の近傍において、ウイルス感染を野生イノシシで見つけたという、九州のイノシシで初めてという事例でございました。

この事例を受けて、11ページになりますけれども、豚熱の対策ということで、改めて強化をしたところがサーベイランスの強化、九州地域全域のサーベイランスの強化というところ、それからもう一つは、佐賀県において、特に感染確認地域周辺で重点的、かつ迅速に経口ワクチンを散布するという形で対策を取っております。

あわせて、猟友会等と連携した引き続きの捕獲の強化等も実施しておりますが、ワクチンの散布につきましては、後でワクチンの散布は詳細に説明しますが、ワクチン散布を重点的に急遽行ったというところでございます。

また、家畜における豚熱対策につきましては、12ページにございます。改めての飼養衛生管理の点検、人や車両、物等の農場への出入りの消毒、それから野生動物の侵入防止対策、万が一の発生に備えた埋却地の点検確保、こういった準備をしておくというところ、それから適時適切なワクチン接種の実施、そして早期通報の設定、農場においてもしっかりと九州全域対策準備をしておくというところで対応を取っておるところです。

佐賀県のイノシシでの感染確認を踏まえた緊急ワクチン散布について、13ページになります。

急遽、6月13日と14日の2日にかけて、感染確認された地域の周囲10キロの範囲で緊急的に、重点的にワクチン散布を行ったというところなんです。その経緯等については、国も入りまして佐賀県と連携、そして佐賀県の関係者の皆さん、例えば市町村だけではなくて地元の猟友会の方、そういった方と連携しながら準備を進めて、13日と14日、合計で1,600個のワクチン、経口ワクチン散布を2日間かけて行ったというところでございます。これが急遽できたのは、農研機構の平田先生という専門家の方の御指導、これもしっかりとやっていたというのももちろんなんですけれども、昨年の8月の佐賀での家畜豚の初発事例を受けて、九州各県しっかりとした準備を行ってきたこと、例えば演習を行う等、そのような準備を行ってきたというところから、これが功を奏してスムーズに2日間の散布ができたというところでございます。

また、経口ワクチン散布においては、散布によってウイルスが拡散するということがないようにということから、徹底的な消毒を実施しております。散布中にタイヤや靴底、そしてまく方の全身の消毒等、散布中、それから散布終了後、こういったところでしっかりと消毒を行って広げることがないように進めたというところでございます。

アフリカ豚熱につきましては、16ページ以降ですが、海外では引き続きの感染拡大が見られているというところで、特に韓国におきましては野生のイノシシでの感染が南下してきているというところでございます。その中でも、昨年の年末以降見つかっていた釜山のフェリー埠頭の裏山での感染というものにつきましては、これも引き続き終息することなく続いております。現時点で4月21日が最後ですけれども、総数が25事例ということで、裏山、狭い範囲ですが25の感染が見つかっているというところでございます。引き続き日

本への侵入のリスクは極めて高いということで、フェリーの対策、釜山から来るフェリーの対策を含め、水際での対策をしっかりと実施しているというところでございます。

続いて口蹄疫、それからその他の病気になります。口蹄疫につきましては、日本では2010年の発生以降、2011年に清浄復帰しており、それ以降発生はございませんが、近隣の諸国では引き続き発生しており、特に韓国においては昨年の5月に発生、ワクチンを打ちながら発生を抑えてずっと来ていたんですけれども、昨年の5月になって再発といった状況でございました。

その他、防疫指針の改正と関係するもので、牛疫、牛肺疫についてですが、牛疫については、これは2011年にF A O、それからW O A Hの両方のジョイントだったんですけれども、牛疫の撲滅宣言ということで、世界からこのウイルスの病気をなくしたという状況で、今世界全体で牛疫は清浄化しているという状況で、それが続いているということです。

一方で、万が一再発した場合の対策、対応を考えて、牛疫については特定の認められた国だけがウイルスを保有して、ワクチンを準備をしておくということを行っております。W O A Hと、それからF A Oが中心となって、そのウイルスの管理をしっかりとやっているという状況ですが、日本においてもウイルスを扱う許可を受けた施設、それからワクチンを製造することを許可を受けた施設として動衛研を指定して、その対応に貢献しているところですが、特定の国だけウイルスを持って、しっかりと万一再発した場合に備えるという状況に今なっているところです。

また、牛肺疫につきましては、これも一部の国で発生があるという状況で、もちろん日本で発生はないわけですが、牛肺疫についても発生があるというところです。

B S Eにつきましては、25ページですが、2023年のW O A Hの総会でコードの改正を採択しております。新たな感染のテールエンド、最終末期の状況にある中で、それに応じたコードの改正をということで、2023年、そのコードが採択をされております。サーベイランスについて大きく考え方を変わるとか、そういったコード改正が行われましたが、その改正に伴いまして、日本においても、26ページになりますが、B S Eの防疫指針の改正、サーベイランスの方法を変更いたしました。これまで一定の月齢以上の死亡牛は全部検査するというのをやっておりましたが、それについてはリスクベースでの対応ということで、特定の症状を有する牛、あるいはB S Eの疑いがぬぐい切れない牛というのを対象にして、全月齢サーベイランスを行っております。その代わり一般的な死亡牛については行わないといったような、日本でもリスクベースでのサーベイランスに変更するというところで

対応を取っているところでございます。

駆け足になりましたが、最近の家畜衛生をめぐる情勢につきまして、以上でございます。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について、委員の皆様から御質問がありましたらお願いいたします。

じゃ、日高委員さん、お願いします。

○日高委員 野生イノシシの佐賀県の例なんですけれども、昨年の8月に発生してから今月5月の終わりに野生イノシシが発見されたわけなんですけれども、この間の約1年まで行かないけれども、その間どのようにしてそこでウイルスが生きていたのかというのは分かるんですかね。

○沖田課長 ありがとうございます。このウイルスがどこから来たのかということですが、これについては、やはり一番大事なのはウイルスの遺伝子をしっかり調べて、PCRで取れる断片だけではなくて全部を調べる、ウイルスの全体を調べるとより詳細に分かるので、その詳細を調べた上でないとやはり確たることはなかなか言えないと思います。

専門家のお話を聞きますと、先ほど説明しましたとおり、昨年8月の発生の農場の近傍で見つかっているんですけれども、通常考えると、豚熱のウイルスが何か月も、9か月、10か月ぐらいですか、ずっと土の中、生きた動物の中ではなくて土の中で、あるいは環境の中でずっといて、生きたまゐるというのはなかなか考えにくいというのが専門家の見立てです。

なので、どこから運ばれてきてそこに来たのか、あるいはずっといたのかということについて、これはやはりもう少し詳細に調べる、ウイルス全体の遺伝子を調べるといった分析が必要になるかというふうに思っています。なかなかそこは今の時点で結論を出すというのはちょっと難しいかなというところです。

○日高臨時委員 ありがとうございました。

それから、今現在まで6例か7例ぐらい、5月30日から今日で約1か月ぐらいですね。6例近く発生しているということは、感染状況としては結構広がっているのかということですね。

それともう一件は、経口ワクチンの散布の方法なんですけれども、周りからというか、もうちょっと範囲を広げたところからの円を囲んだところに散布しながら中心に向かって経口ワクチンをやっていく方法というのは考えられるのだろうかという2点ですね。結局、もう少し大きい範囲のところからの内側に向かって攻めていって、野生イノシシがそ

れから飛び出すことを防ぐという方法の経口ワクチンの配布ということは考えられないかということですね。

それと、結構今、経口ワクチンは何十万個ぐらいという、十分ありますよね。今回800ですか、しているということなんですけれども、そういう意味での南下させない、南下といたら長崎も含めてそうだけれども、そういう意味での防護円というか、そういう考え方はないのかということをお聞きしたいと思います。

○沖田課長 ありがとうございます。まず事実関係からですけれども、全部で現時点で6例、6頭見つかっているという状況です。一番新しいのが6月24日に発見されたイノシシということで、そちらが6例目ということで6頭なんですけれども、この広がっているかどうかということについては、まずはこれまでの去年の8月以降で、九州全体で非常にサーベイランスを強化してしっかりやっていただきまして、その中では全く見つからないという状況ですので、まず現時点で見つかったということで、ほかのところはまだ広がっているというのはなかなか考えにくいだろうと。ただし、この佐賀のところ、ここについては、今回の件を受けて、さらにしっかりとサーベイランスをやって調べていかなければいけないと思っています。ここの地理的な特徴として、この唐津の辺りは、半島で突き出ているところで、根元の部分はそこから先については、例えば平野部分があって、イノシシがなかなか、山から山は伝うかもしれないけれども、平野を渡るというのは人のいるところを渡ることになるので、比較的限定されてしまうというような形です。イノシシの移動等を考えるとやはり半島の部分、そこに封じ込めてしまうのが一番確実なんだろうということで、緊急ワクチンの散布についても、もちろん発生した周囲を重点的にまきますけれども、それ以外のところでは、まく対象としては半島の根本、そっちから先に行かせないということをまずかっちりやるというのを目標にして経口ワクチンの散布をやったという形です。

この先やはり御心配のとおりだと思います。広がっていかないようにするというのが大事なので、それについては、やはりサーベイランスの結果をしっかりと見ながらどういうふうにワクチンを散布していくのが正しいのかと、有効なのかということを検証していくことが重要かと思っています。

まずはしっかりと調べて、ここら辺、例えば広がるという可能性があればそこをつぶしていくという形でやるというのがまずは重要なのかなというふうに思います。幅広にばつとまくというのももちろん考え方としてあるんですけれども、ワクチン自体の、例えばワ

クチン自体は生きたウイルスがチューブの中に入って、それを餌でくるんでいるものですから、環境の常温、特にこの夏場の常温なんかに入れておくと、割と早く失活していくということから、ばらばらいっぱいいても、それが必ずしも有効に機能するかどうかということもございます。そういった点も含めていろいろ考えながらサーベイランスの結果とセットでまいていくというのが重要なかなと思います。

○稲垣部会長 よろしいですか。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

では、加藤委員さん、お願いします。

○加藤（道）委員 鳥インフルエンザの酪農というか、乳牛に感染するというのが北米で大変重要な問題になっているかと思うんですけれども、今の日本の取組では、連絡の要請ということで今日の文書は終わっているんですけれども、万が一発生した場合に移動自粛なり、移動制限なりというのを設けないと、万が一メディアの方々が騒ぎ出したときに、これはちょっと取り返しのつかない話になってきてしまうので、せめて何かしらの対策まで踏み込んだ話というか、それが一つ欲しいなと思っております。

私からは以上です。

○稲垣部会長 事務局、お願いします。

○沖田課長 ありがとうございます。確かに非常に怖い状況だろうというふうに思います。アメリカの現状というものをちょっとお話ししたいと思います。

日本においては、今年のシーズンというのは、野鳥でのウイルスが比較的に見つかっておりますけれども、農場に大きく入るという状況ではなかったということでございます。

一方でアメリカの場合は、今シーズンですね、非常に大きな波が来ていて、環境中でも多く見つかる。しかも2021、22のシーズンから、その後の夏も継続的に発生しているという状況でした。つまりは渡り鳥だけではなくて留鳥だとか、そういったものに入って、環境の中でずっと定着していると考えられます。鳥から乳牛に簡単に移るものではない中에서도、たくさんのウイルスが、高い濃度でウイルスが存在することによって、乳牛に入ってしまったというそもそものスタートのところが、日本の現状からは違うというところではございます。

ですが、もちろんそういった状況の違い等もありながら今の現状があるというふうに思っていますので、まずは日本の状況というものをしっかり確認する必要があると考えています。それは乳牛ももちろんなんですが、養鶏、それから野鳥の状況、こういったものを

しっかりと確認しながら対応を考えていくというのが必要かなと思います。

○熊谷審議官 加藤委員、御意見ありがとうございます。正にアメリカの様子、北米ですね、特にアメリカなんですけれども、かなりスピーディーに情報も入ってくるようになっていきますので、事実関係をしっかり把握していきたいと思います。あと、御懸念の点の実際に日本でそういった場面が起こったときに備えとして、移動の制限だったり、あるいはほかの措置について、専門家の意見なんかも聞きながら、あと正にアメリカの先行事例があるので、そういったことを踏まえて、検討していきたいと思います。あと、日本との違いがあるのかどうか、例えば日本の場合は、直接生体を入れることはないんですけれども、ただ、野鳥から来るということに関して言えば、北海道あたりも当然野鳥の陽性事例がありますので、専門的な立場の先生の御意見なんかも聞きながら、どんなことを備えとして検討しておくべきかということを議論していきたいと思います。ありがとうございます。

○稲垣部会長 加藤委員、よろしいですか。

それでは二村委員さん、お願いします。

○二村委員 ありがとうございます。私からはアフリカ豚熱のことでの質問です。韓国で発生をしているということで、人の行き来ですとかフェリーなどの方のウォッチはしていただいていると思います。素人の質問なんですけど、野生のイノシシが海を渡ってきちゃうような、そういう懸念というのはないのか。そのところは何か注意をした方がいいのか、アジア諸国では、島国でも発生しているので、伝播をしたときにそういう事例があったのかないのかというところが気になったので、もし情報があれば教えていただければと思います。

以上です。

○稲垣部会長 お願いします。

○沖田課長 ありがとうございます。イノシシは、かなり遊泳力が高いというのは日本のイノシシなんかもそういったのは報告あるんですけれども、現時点で日本と韓国の距離、一番近いところで対馬なんですけれども、対馬との距離で言うと、そこをイノシシが泳いで渡ってくるというのを、それが主要なリスクにもなるかというところまではちょっと考えにくいんじゃないかというふうに思います。

それよりはむしろやはり人、あるいは人についているもの、そして車両、そういったもので運ばれるということが一番憂慮すべき、対処すべきリスクではないかというふうに思います。そのためにフェリーにおいては、対馬によく韓国の方が自分の自転車を持ってきた

てサイクリングするといったような状況もあるというふうに確認しておりますので、そういった自転車を持ってこられる方のタイヤの消毒、こういったことについてしっかりとした対応をするというのが重要なと思います。

なお、二村委員がおっしゃられるとおり、このアフリカ豚熱については、中国で2018年8月に発生して以降、アジアでは、島国ですね、フィリピンだとかインドネシアだとか、そういったところにももちろん広がっているという状況ではございます。やはりこれも主要な要因としては人が持ち込んだというのが大要かなというふうに思っておりますので、そういったところはしっかりと対応する必要があるかと思っています。

○熊谷審議官 あと1点補足ですけれども、中国の本土から台湾の金門島に死体が流れ着いたケースが事実ありますので、そういった意味では死亡のイノシシという観点から言うと、先ほどのサーベイランスの中でやはり死んだものが、例えば流れ着いたような場面においては、検査の対象にしていくということが大事だと思っておりますので、今の御指摘も一つ考慮に入れて、しっかりとしたサーベイランスをやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○稲垣部会長 二村委員さん、よろしいですか。

○二村委員 はい、ありがとうございます。

○稲垣部会長 山口委員さん、手を挙げていらっしゃるでしょうか。

○山口委員 今、聞こえていますでしょうか。

○稲垣部会長 はい、聞こえています。

○山口委員 ちょっと話戻してしまうのですが、鳥インフルエンザの牛での発生についてなんですが、発生している牛に関する検疫というのはどういうふうになっているのかということと、特にこれに対する何かがなくとも、現状の牛の関連の製品の輸入に対する検疫で十分に対応できているということなのか、その辺についてもし分かったら教えていただきたいのですが。

○稲垣部会長 お願いします。

○沖田課長 ありがとうございます。まず、牛生体そのものでございますが、アメリカからはBSEの発生以降、牛の生体の輸入は禁止ということになっております。2003年以降ですので、日本に対してアメリカから牛の生体がかかることによるリスクというのについては心配をする必要はないというふうに思っております。

ただ、乳製品につきましては、もちろんたくさん輸入をしているところですが、アメリ

カの食品衛生上の規則において、州を越えて牛乳、乳製品が移動する場合には、その原料である牛乳は殺菌をする必要があるというのが州や連邦の規則になっております。これは輸出する場合も含めてなんですけれども、そういうプロセスとしてはちゃんと殺菌をするという工程を経るということになっておりまして、この殺菌工程は鳥インフルエンザウイルスの不活化にも有効であるというのがアメリカの当局の見解ですので、そういった意味では乳製品を通じたリスクというのについても対応はなされているというふうに考えられると思っております。

○稲垣部会長 よろしいですか、山口委員さん。

○山口委員 ありがとうございます。それと、もう一点いいですか。別の話なのですが、よろしいでしょうか。

○稲垣部会長 よろしくをお願いします。

○山口委員 アフリカ豚熱のことで、韓国の南部の方でイノシシ等で出始めているということなんですけれども、これもし情報があればのことなんです、鳥インフルエンザでもオオクロバエが秋に渡ってきて、そういったものからウイルスが検出はされているという状況が過去にはあります。その場合に特に韓国の南部まで下りてきたときに、メカニカルにハエ等によって運ばれるというのは、アフリカ豚熱においては何かそういった昆虫によって機械的に伝播されるというような可能性になるかと思うんですが、そういったリスクというものは何か情報みたいなのはあるんでしょうか。もしあれば教えてください。

○稲垣部会長 お願いします。

○沖田課長 ありがとうございます。特に今、我々の方で何かそういった確固たるデータといったものについては承知をしておりますが、そういった可能性については、別に排除することではなく、そのリスクについては検証する必要はあろうかと思えます。

○山口委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 木村委員さん、手挙がっていますか。木村さん。

○木村委員 山形大の木村ですけれども、よろしいでしょうか。

○稲垣部会長 はい、お願いします。木村さん。

○木村臨時委員 さっきの野生イノシシのワクチンの接種についてなんですけれども、例えばイノシシの繁殖とかを考えると、恐らく母子感染するのでそういうことも考えられていると思うんですけれども、ワクチン接種を集中的に、なかなかレギュレーションは難しいと思うんですけれども、メスにたくさんワクチンを打つようにするとか、子供を産む前

の時期に集中的にワクチンを散布するとか、何かそういうお考えとか、作戦的なところはいかがなのかと思ひまして質問いたしました。以上です。

○稲垣部会長　お願いします。

○沖田課長　ありがとうございます。イノシシの生態等を考えたワクチンの散布方法、御意見をありがとうございます。頂いた御意見も専門家の方にしっかりと意見も聞きながら散布の仕方について、改善すべきところがあれば改善していきたいと思います。現時点で何かそういうメスだけをターゲットにしてとか、そういったことは技術的にはなかなか難しいかと思いますが、専門家の方に御意見を聞きながら、散布の仕方についても検討していきたいと思います。

○稲垣部会長　それでは、もうよろしいでしょうかね。

それでは、議事の2、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について、事務局から改正の概要の説明をお願いいたします。

○大倉室長　それでは、資料の2－1から資料2－3について御説明させていただきます。

資料の2－1です。こちら諮問文になります。農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対しての諮問になります。

家畜伝染病予防法第3条の2第7項の規定に基づき、諮問するというものになります。この第3条2の第7項については、この特定家畜伝染病防疫指針、これを改正するときは審議会の意見を聞かなければならないという規定があります。今般、この防疫指針、対象6疾病になりますけれども、この指針の改正について諮問させていただくというものになります。

資料2－2を御覧ください。

資料2－2でございます。この諮問に至る背景・経緯になります。

1の(1)でございます。特定家畜伝染病防疫指針は7疾病、この7疾病というのは、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザ、これは一つの疾病とカウントして7疾病とさせていただいております。この7種類の疾病について策定している防疫指針でございますが、家畜伝染病予防法第3条の2の6に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じこれを変更するとされております。この変更をする際、先ほど申したとおり、審議会の意見を聞くこととされてございます。

(2)でございますが、これまで各疾病の発生事例等を踏まえまして、発生時の家畜の

所有者の責務、あるいは手当金の減額事例の周知、あるいは飼養衛生管理基準の遵守状況等の改善を図る必要がございます。

高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザの防疫指針につきましては、令和4年度シーズン、これは国内の過去最多の発生でございましたけれども、この際明らかとなった発生予防や蔓延防止に係る課題、飼養衛生管理支援システムといった開発状況等を踏まえまして、見直しを図るものでございます。

(4)の豚熱、アフリカ豚熱に関する防疫指針につきましては、この両疾病の国内外での発生動向を踏まえ、現場の作業効率化を図る必要がございます。

(5)の牛疫、牛肺疫、それから口蹄疫に関する防疫指針につきましては、前回改正から3年経過するという事で、これは定例の見直しということになります。

残る7疾病定めているうちの一つですけれども、昨年度変更を行いました牛海綿状脳症、BSEについて、こちらは除きまして6疾病というもののについて今回所要の変更を行うこととしたいというものです。

2ページになります。変更の内容についてでございます。各防疫指針の変更点、中心となるものについて御紹介させていただきたいと思います。

全体を通じまして、最近の発生を踏まえて、必ずしも我々がやっている防疫措置というのは少なからず経済的行為を制限するというものでございます。一方で、なるべくリスクを上げないという範囲の下、その経済的被害をなるべく最小化するという観点で見直しをしているものでございます。

また、現場では今、家畜保健衛生上の業務もかなり増大しているところでございまして、そういった現場の負担、作業効率化という観点からも見直しを行っているというものになります。

(1)になります。これは今回諮問する6疾病の防疫指針に共通する改正事項になります。5つの項目を挙げてございます。

①でございます。法2条の2に規定する家畜所有者の責務等を明記とあります。こちらについて資料2-3を御覧いただきたいと思います。

資料2-3の2ページ、第6というところがございます。ここに病性等判定時の措置という項目があるんですが、これは実際の防疫指針本体の項目ごとにどういう改正を行うかということを説明した資料になります。この第6の部分、ここに「家きんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起

因する本病のまん延を防止することについては、当該家きんの所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する」としてございます。これにつきましては、都道府県からの御要望もあったんですけれども、家畜伝染病予防法の第2条の2に、家畜所有者の責務というものが書かれている条項がございます。これはまたその次の第2条の3というところは国、あるいは地方公共団体の責務と書かれている条項もあるんですが、まずは家畜の所有者の方、どうしても特定伝染病の発生の際、家畜の所有者の方が県、行政任せになりがちだということもあるので、この所有者の責務という法に規定されているものを改めて周知する必要があるだろうという御意見もございまして、今回明記したいというものになります。

次に資料2に戻っていただきまして、資料2-2、2ページの2の(1)の②になります。家畜の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金等が減額される旨周知するよう追記とございます。これも昔からある規定ではございますけれども、通常時、飼養衛生管理の方が適切に取られてなかった場合、いざ発生した場合に交付される手当金、これの全部、あるいは一部を交付しないという規定がでございます。近年の発生においても、発生農場で適切な飼養管理がされていなかったということで手当金が減額されるという事例が散見されます。そういったために、平時の取組として、いざ発生した際に減額されるということも併せて、飼養衛生管理の徹底を図っていただくというために周知をしたいということで追記を考えているものでございます。

次の③になります。焼却施設の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村長への協力規定を追記するものです。これは、焼却の義務を定めている条項になるんですけれども、これは家畜伝染病が発生して殺処分した際、焼却あるいは埋却するということになりますけれども、特に最近焼却施設を利用する、あるいは利用したいという声が各地から出ておりまして、この際、焼却施設を設置する主体者として一番多いのが市町村長、あるいは複数の市町村でつくっている一部事務組合というものの設置されている焼却施設が大半になります。そういった焼却施設への協力を都道府県知事からお願いするということが法律上定めがございますので、それを改めて指針の中にも追記したいというものでございます。

④移動制限区域外から敷料等の移動制限の緩和でございます。これはこれまでの規定では、現行指針中では移動制限区域、これは半径3キロ以内ですけれども、その範囲に持ち込むもの、中から外へ持ち出しというのは非常に厳しいんですけれども、外から中に持ち込

む場合、これまで家畜の主体の持ち込みについては規定があったんですが、敷料等、敷料ですとか飼料ですとか排せつ物、そういったものについては規定がございませんでした。そのために、例えば敷料等を移動制限区域内の共同堆肥処理施設みたいなところに持ち込みたいという事例が過去にもございまして、そういったときに外から中ということであれば、一定の管理がされている管理下であれば制限を緩和してもいいんじゃないかということで、今回死体だけではなく、敷料等の外からの持ち込みについても緩和してはどうかということの規定になります。

⑤でございます。大規模農場において、発生後の再導入後に農場管理獣医師の立会いの下、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う旨を追記とございます。これは、現行の指針においては、発生した後、また、防疫措置が終了して、一定の消毒等を終えた後、再導入することになるんですけれども、その再導入前に防疫員の確認をして、飼養衛生管理基準に遵守した状況であるということを確認の上、再導入を行っていただいております。

一方で、近年の鳥インフルエンザもそうですし、最近発生した豚熱でもございましたけれども、再発事例というものもございまして、その再発といった状況も見据えて、導入する前だけではなくて、実際に家畜が導入された後についても、しっかりと飼養衛生管理基準が遵守されているということをフォローした方がいいという考えの下、今回追記したいというものになります。

こちらが全ての疾病の指針の改正に共通する事項になります。

次の（２）、これは高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザに関する改正事項になります。

①ですけれども、飼養衛生管理支援システムの活用を追記、これは飼養衛生管理システムというものがございまして、一番最後に付けていている参考資料２を御参照ください。

飼養衛生管理支援システムというものがございまして、この１ページ目に背景がございまして、簡単に御紹介させていただきます。今、国内の畜産現場で不十分な飼養衛生管理に起因する家畜の疾病の発生がありまして、あとは常在病原体による疾病等も発生して生産性を押し下げる要因となつてございます。

疾病の発生予防、こちら、生産現場では飼養衛生管理の意義、取組内容の徹底が必ずしも十分できていないという状況がございまして。更に、今実際に各都道府県を中心にサーベイランス・病性鑑定を行っておりますけれども、そういったデータが十分に活用されてい

ないという現状もございます。

その一方で、家畜保健衛生所の事務量が増大している中、本来果たすべき生産者への支援といった業務に大きな制約があるという現状もございます。

こういった状況を踏まえまして、関係者から疾病予防に向けて事務作業の省力化をすることで、質の高い衛生指導の方に時間を割きたいというお声であったり、疾病予防に向けたデータを迅速に活用したいという声も寄せられているという背景がございます。

その上で、ちょっと一部飛んでしまうんですけれども、5ページ御覧ください。

こういったちょっと複雑な絵にはなりますけれども、飼養衛生管理システムというものの開発に着手いたしまして、これは令和5年度に開発されたものでございます。昨年度までは一部でございますけれども、開発をしてございまして、今年度、令和6年から一部運用を開始するというものになってございます。この中の緑で、四角で囲っているスマホアプリというものがございしますが、このアプリにつきまして、ちょっと次の6ページを御覧ください。

飼養衛生管理、これは飼養衛生管理基準に基づく定期報告というのを各家畜の所有者の方にやっていただくことになっているんですけれども、その際、このシステムを使って報告いただくということで、これまで報告して終わり、あるいは紙に書いて家保に提出というようなことで終わっていたんですが、そうではなくて、前回の提出したものから今回次にどういった状況が改善されているのか、あるいはまだ足りてないところがどこかということ視覚的に確認できるということで、次なる改善のきっかけに使っていただくという趣旨のアプリになります。

次の7ページを御覧ください。

また、ほかにも自己点検というものもやっていただくことになりますけれども、この自己点検をやることで、項目ごとに前回からの遵守改善状況がどれぐらいになっているかということも、これも視覚的に分かりやすくやるということで、改善に向けたサイクルを定着したいということで、こういったアプリも活用しながら飼養衛生管理に日々取り組んでいただくということを狙いとして開発しているものでございます。

その他、日々こういったものが、データが集まって、これを集約して更に現場への還元ができるということで、これまでの活かしていなかったものを十分活用して、更なる飼養衛生の改善に役立てたいという趣旨で開発しているものでございまして、先ほどの鳥インフルエンザの改正事項の一つとして、こういったシステムを活用するという旨を追記させ

ていただいているものでございます。

では、資料2-2の方に戻っていただいて、資料2の(2)の②番、定点モニタリング及び強化モニタリングの見直しになります。資料2-3の1ページ目、第3という項目を御覧いただきたいと思います。

第3が浸潤状況を確認するための調査という項目でございます。定点モニタリングについては、ウイルスの浸潤状況を早期に把握するため、環境試料を検査するよう変更というものです。まずは、この定点モニタリングについて説明させていただきますが、この定点モニタリングは毎月1回、家畜保健衛生所当たり3戸の農家を選定いただいて、リスクが高い農家を選定しろということになってございますけれども、各戸最低10羽の鳥から採材して、ウイルス分離と抗体検査を行うというモニタリングとなります。

これは低病原性鳥インフルエンザをターゲットとして、潜んでいるウイルスを見つけ出そうという取組になりますけれども、これまで定点モニタリングでウイルスが見つかったという事例はございません。この定点モニタリングの業務自体もかなりの負担になっているという現状もございまして、一方でよりリスクの高い、かつ見つかったときにはアラートメッセージを出せるようにということも趣旨としておりますので、例えば野鳥が集まるような水場ですとか、そういったリスクが高いと思われる環境試料、そういったものを中心に取った方が、よりアラートメッセージも出しやすくなるんじゃないかということで今回変更したいというものになります。

次に強化モニタリングですけれども、2-3の1ページ目の第3のところでも続きですが、強化モニタリングについては、特定症状が出にくい水きん類を優先的に検査するよう変更するというものになります。これは10月から5月、我々鳥インフルエンザシーズンと呼んでいる期間でございますけれども、その鳥インフルシーズン中にやっていただく、強化するモニタリングになります。

これは、規模別にランダムに農場を選定して、これも各農場当たり10羽以上最低取ってもらって抗体検査を行うというものになります。これにより見つかった事例というのもございますけれども、今回特にランダムというよりは、より潜んでいる可能性の高いもの、症状が見えにくい水きん類というものをより選定、優先度を上げて、ターゲットにして検査した方が見つけやすいのではないかと思います。

この背景として、一つは症状による届出というのは、かなり今既に機能しているという状況もございます。かつ鶏に関しては割と症状も見えやすいので、そういった意味ではパ

ッシブサーベイでもある程度拾えるという状況もございます。一方で、やっぱり水きん類というのは症状が見えにくいということがあるので、こちらを主たるターゲットとしたいということの変更になります。

それでは、2-2に戻っていただきまして、次の③番になります。非商用の小規模農場における発生時には制限区域を設定しない規定の新設となります。こちらについてですけども、また資料2-3、これは2ページ目の第9を御覧ください。

こちら、移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定という項目になります。ここで非商用農場の定義を明記するとともに、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定しないことができる旨を追記とあります。

これも近年の発生の中で、趣味的に数羽鶏を飼っているような事例での発生もございます。そのときも例外なく、半径3キロの移動制限、半径10キロの搬出制限の設定というのもしてございましたけれども、そういった趣味的に飼っている鶏自体は、実際には畜産物の出荷といったものですとか、日常的な飼料の搬入みたいな流通というものもございます。そういったときの蔓延リスクを考えたときに、そこまで周囲の農家への移動制限というものもかける必要もないのではないかとということで、この制限を設定しないことができるという選択肢を示したいという趣旨のものになります。

それでは、また2-2に戻っていただきまして、次④になります。発生の監視を強化する監視強化区域を新設するとともに、各制限区域解除要件を見直しとございます。

これは、令和4年シーズンの中でも、あるいは令和2年のシーズンの中で、制限区域内で続発するような事例というのが幾つかございました。そういった事例を踏まえまして、制限区域内というのは、単に横に広がるだけではなく、環境中のやはり感染リスクが高いエリアであるという考えの下、単に解除をして終わりではなくて、少しフォローアップをした方がいいのではないかとということで監視を強化したいというものになります。

監視を強化といっても、これは異常の有無というものを各制限エリアの中に所在する家畜の飼養者の方に制限解除するまで異常の有無を聞き取るということの主たる内容としたいと考えております。

次の⑤でございます。移動制限区域内の肉養鶏について、搬出制限区域内の食鳥処理場に出荷できる規定の新設でございます。これは、現行の規定ですと、移動制限区域内にある食鳥処理場には移動制限区域から出せるんですけれども、その外、搬出制限区域のとこ

ろには出せないとなってございます。ただ、一方でこの食鳥処理、農家に出すわけではなくて、最終的な処理をする場所に出すということであれば、これは大きなリスクは招かないのではないかとということで、搬出制限区域にある食鳥処理場には肉用系の出荷を認めてはどうかという規定になります。

⑥でございます。疑似患畜の化製処理に関する規定の新設です。

これは、基本的には現行規定では焼却、あるいは埋却を優先的に行って、それでもなおそれが困難な場合に化製処理もできるという規定になっているんですけども、まず第一選択として、最初から化製処理というものを選べるようにするという規定を設けたいと考えてございます。

これは、埋却地が実際に使えなかったとか、焼却処理の受入れが困難であったというような事例もこれまでございまして、まず最初の選択肢で化製処理というものも増やしてはどうかという提案になります。

次の⑦でございます。低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの定義の見直しとなります。これは、疫学関連をいつまで追いかけるかということの規定がございまして、これが今、180日以内という規定がございまして。これも半年にわたって遡って流通を調べるということになりますが、これもかなり過剰な措置になっているのではないかとというような御意見もございまして、これも高病原性鳥インフルエンザと同等の範囲で疫学関連を調べるということでどうかというふうに考えてございます。

次の⑧でございます。搬出制限区域の解除検査及び監視強化区域解除検査の新設とございます。これは、現行の規定ですと、ある一定の日数がたつと自然に解除されるという規定になってございました。搬出制限区域であれば、防疫措置終了後10日目に、特に何もなければ自然に解除だったんですけども、この際、しっかりと臨床症状の有無というものも飼養者の方に確認した上で解除するというプロセスを踏みたいと考えてでございます。

鳥インフルエンザに関しては以上になります。

次に豚熱、（3）になりますけれども、豚熱に関しては、大きな修正事項というのはございません。一つここに書いてあります免疫付与状況確認検査の結果の取りまとめを基に、検査の実施頻度について検討とございますが、これは指針本体ではなくて、留意事項という、指針のまた下の細目を定めている通知がございまして、その範囲での修正というものになります。これは、検査の実施頻度、これまで半年に一回程度となっていたのですけれども、かなり知見も集積してございまして、そんなに頻繁に見直しも必要ないので

はないかということで、少なくとも年に1回の実施頻度というふうに変更したらいかがかという内容になります。

次に口蹄疫になります。口蹄疫は、都道府県による臨床検査において抗原検出キット使用時に動物衛生課と協議する旨を追記とございます。これは、抗原検出キットというのは、国が各県に配布して、実際に疑わしい事例があったときに使っていただくキットになります。これも使い方、キットとはいえ、かなり採材する際に非常に慎重な取扱いが求められます。

また、判定についても、単純な出た、出ないだけでの判定というのも難しいものですから、まず現場で乱用されることのないように、実際に使用する際には衛生課と協議するという規定を設けたいと考えてございます。

次に（５）アフリカ豚熱でございます。これも中身についてはそれほど大きな修正事項はございません。

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら、豚等の排泄物処理を行う場合の対応について追記とございます。これは豚熱指針も共通の修正をしたいと考えております。これは現状、殺処分の頭数を減らすための取組の一つとして、分割管理を行うというものを進めておりますけれども、昨年の9月に分割管理のマニュアルを策定いたしまして、養豚農場についても、3月の終わりにより分かりやすく規定を盛り込みましたマニュアルを策定したものでございます。そのマニュアルの中に浄化処理を稼働させながら防疫措置を行えるような規定を盛り込んだので、そちらの動きと併せて指針の方も改正したいというものでございます。これも指針本体ではなくて留意事項の方の改正になります。

次に、牛疫と牛肺疫ですけれども、これは両方同じでして、特定症状の追記とございます。これは告示で特定症状という通報しなければならない症状を定めた告示がございましたけれども、その中身と整合性が取れてなかったもので、それを整合させるような改正を考えてでございます。

以上が改正の主な点でございまして、3番、今後のスケジュールでございすけれども、本日の諮問した後、家きん疾病小委員会と牛豚等疾病小委員会におきまして、この変更の内容について詳細な議論を行っていただきたいと思いますと思っております。

あわせまして、都道府県への意見照会、それからパブリックコメントを進めたいと思います。この手続の結果を踏まえまして、改めましてこの家畜衛生部会に報告いたしまして、変更の方針について答申を頂きたいと思います。その後、速やかに改正、これは9月めど

を考えてございますけれども、改正を行って、特に家きん疾病の方ですけれども、鳥インフルエンザの防疫指針につきましては、次なるシーズンの前にこれを改正したものを周知したいと考えてございます。

以上になります。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

本件につきまして、委員の皆様から御質問ありましたらどうぞよろしく願いいたします。

では、橋本委員さん、お願いします。

○橋本委員 橋本です。飼養衛生管理支援システムについて伺いたいののですが、家きん農場では来年2月の定期報告の前に飼養衛生管理基準の遵守状況の報告にこのシステムが使われるように伺っているんですが、そのあたり、生産者への説明等はいかがでしょうか。

○大倉室長 参考の2の一番後ろの9ページを御覧いただければと思います。これのスケジュールについて、今年度運用開始とございますけれども、ここの6年度、4月からこの大きな青い矢印で書いてあるところでございますが、今運用開始が最初に家きんと書いて、10月に書いてある家きんの一斉点検から報告をこのシステム上でやっていただくということになります。その報告に先立って、この5月下旬から9月にまで生産者・家保向けブロック研修とございますけれども、今、順次各発注ブロックで2回ずつ、この生産者向けも含めまして研修をやってございます。

それから、またその研修だけではなくて、家保で更にそれをブレイクダウンした上で生産者向けの周知を行っていただくということで考えてございます。

○橋本委員 ありがとうございます。この飼養衛生管理支援システムは、この今の資料の5ページのところにシステム群として今後の支援システムのその他の計画も書かれておりまして、例えば私も獣医師で指示書を書くのですが、投薬情報、電子指示書などもこの来年度、今年度開発されておりますが、これにつきましては、獣医師への説明というか、そういうのも大事だと思うんですが、この辺りはいかがですか。

○熊谷審議官 橋本先生、御意見ありがとうございます。正におっしゃるとおりですので、具体的には、実際に産業動物を担当している方、例えば豚ですと、JASVの養豚開業獣医師の団体を通じて、あと、養鶏の方も順次先生方の協力を得ながら、あともう一つは、獣医師会があるんですが、どちらかというと、やっぱり産業動物の分野ごとの組織を使ってやっていくことの方が効果的ですので、あと、牛に関してはもちろん農業共済組合の方

の協力を得てとり進めていきたいと思っています。正にある意味、獣医師が処方箋を出して、それをコンプライアンスの下で、あとデータとしてしっかりと残る形でやっていくことが、なかなか今まで紙ベースだったものですから、そういった職域団体の方々の協力も得て進めていきたいと考えているところです。

○橋本委員 よろしくお願ひします。私ももう既にベテランの方に入ってきているんですけども、獣医師会のメンバーの中には、もっとベテランの先生もいらっしゃいますので。あと、それから日本獣医師会は強力な組織ですし、産業動物獣医学会というのもありますから、そういう機会も利用されて、あるいは、既に松井さんに講演もしていただいていますけれども、この流れで是非順調に動くようによろしくお願ひいたします。

○熊谷審議官 ありがとうございます。強力なバックアップを頂いたということで、しっかり進めていきたいと思ひます。

○稲垣部会長 そのほかございますでしょうか。

じゃあ、日高委員さん。

○日高委員 全防疫指針共通というところの3番目、焼却施設の利用についてということで、実質的に焼却施設というのは市町村が握っているというお話をされたんですけども、埋却がなかなかできない場合、牛、豚も鶏もそうですけれども、やはり特にアフリカ豚熱の場合には、ウイルスが結構長く残っているという懸念もあります。やはり焼却というのはこれから先の流れなのかと思う中で、市町村長への協力規定を追記と書いてありますけれども、どのくらいの強制力といたらおかしいんですけれども、協力がうかがえるような規定なのかどうかということですね。それが一つ。

それから、4番目移動区域外から移動区域の中に入って緩和されるんですけども、戻する場合の規定とか基準とかいうのは、区域外に戻るときに一緒にウイルスとか細菌を持って帰っても難しいのかなと思うので、その辺りの戻る場合の手順とかいうのもやはりある程度示されていくのかなということですね。この2点をお伺ひしたいと思ひます。

○稲垣部会長 お願ひします。

○加茂前課長補佐 御質問ありがとうございます。2点、私の方からお答えさせていただきます。

まず1点目の焼却施設への協力規定ですけれども、法律上の条文では、都道府県知事は、防疫措置を講じるために必要があると認めるときは、市町村長に対し協力を求めることができるという規定になってございます。この中で、都道府県知事から依頼を受けた市町村

長が対応いただくということになりますので、絶対やらなきゃいけないということではなくて、可能な範囲で御対応いただくという形になろうかと思います。

2点目は、移動制限区域外、制限区域の外から移動制限区域の中に飼料等を持っていく場合の規定ですけれども、これは日高委員のおっしゃるとおり、移動ルートなどを事前に提出していただいて、消毒ポイントも設置されておりますので、必ずその消毒ポイントを通った上で出入りを許可するような形になろうかと思います。これはほかの例外協議でも同じような形で移動ルートを都道府県から提出していただいて、それらの条件が認められるということをもって、農水省の方でその例外措置を認めるという形にしておりますので、同じような形で整理していきたいと思ってございます。

以上です。

○日高臨時委員 4番の場合はそういう手順があるということですね。

それと、3番について、先ほど焼却施設を使う場合に、管理しているのがどうしても市町村、あるいはその地域の何市町かが合併したそういうごみ焼却施設があるわけですね。ですから、結局、例えば家畜を殺処分したときのものをお願いした場合に、これからそういうふうな焼却処分というのが増えていくと思うんですね。

でも、都道府県から要請しても市町村が嫌だということになったら前に進まないわけですね。やっぱりそういう温度差のある市町村もあると思うんですよ。ですから、その辺りをどういうふうにしてこの法律の中にしていかないと、なかなか焼却による処分というのがやっぱり進まなくなっていくと思うんですね。

ですから、この辺りをもう少しちゃんとした、ノーとは言えないということは多分難しいと思うんですけれども、もう少し強い条文というか、入れてもらった方が殺処分自体も前に進んでいくのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。我々としても必ずしも埋却だけに限らず、焼却も選択肢に入れた上で防疫措置を進めていただきたいと思っておりまして、その中で、焼却施設については特に市町村と県の側で事前に調整していくことが大事だと思っております。今回こういった規定を置くことによって少しでも事前の協議がスムーズに進められるような形で我々も整理していきたいと思っておりますので、御意見のところも踏まえながら今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○熊谷審議官 補足させていただきますけれども、この処分のところは、本来的には家畜

の所有者の責務でございます。あともう一つ、今、日高委員がおっしゃった部分は、ここで協力規定を規定した上で、これまでも優良事例がありますので、そういったものも展開をすることによって他の自治体、あるいは他の自治組合ができていくのに、同じようにここでも、ただ、それは積み重ねの議論した上でやっぱり環境を整えていく努力も、例えば地域の生産者の組織なども入ってやっていくことによって効果が出るのかと思っています。規定のところは、なかなか強制力までは持たせられませんので、そういった意味ではいい事例をしっかりと展開できるような環境づくり、あとそのときの話合いの場合のセッティングの仕方とか、そういったものを紹介していければなと思っています。よく小委の方でも議論いただきたいと思います。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。山口委員さん、お願いします。

○山口臨時委員 すみません、詰めるところは多分小委での話になると思うんですけども、もし分かればということで、この鳥インフルエンザの関係で、非商用の小規模農場というのがあるんですが、非商用の農場というのがちょっとイメージできないんですが、この小規模農場というのは、今大規模農場の規定があったと思うんですが、それ以外の法律上の家畜家きんを使用しているもの、大規模じゃないもの全てがこの小規模農場という扱いになるのでしょうか。

○稲垣部会長 お願いします。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。現時点では、飼養衛生管理基準の中で三つ部類分けがございまして、鶏ですと、10万羽以上が大規模、小規模が100羽未満、その中間の100から9万9,999羽までが中規模という部類分けでございます。現時点で、我々としては、非商用に当たるものは小規模、要は100羽未満のものに該当していて、かつ、畜産物等の出荷等がないという状況が確認できたものをイメージしてございます。

○山口臨時委員 そうすると、ここでは農場という言葉を使っているんですが、非商用の農場というのとはぱっとイメージができないんですけども、動物園だとかいわゆるペットアニマルの飼育規模のものも含めて小規模農場という理解でいいのでしょうか。

○加茂前課長補佐 はい、おっしゃるとおりです。

○山口臨時委員 分かりました、ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

なさそうでございますね。それでは、本件の審議に当たっては、当部会の所掌事務のう

ち、専門的、技術的な事項を審議する必要があることから、今後、家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしいようでございますので、事務局の方ではそのように進めてくださいますようお願いします。

それでは、議事3、その他について事務局から御報告などありますでしょうか。

○大倉室長 特にございません。

○稲垣部会長 特にないということでございます。

それでは、その他、家畜衛生に関する内容について、この機会でございますので、委員の皆様方から御意見、御質問等はございますでしょうか。

じゃ、日高委員さん、お願いします。

○日高委員 お尋ねします。栃木県のこの前の豚熱のことなんですけれども、栃木県の豚熱の場合、報告が遅れたということで聞いておりますけれども、流れ的に生産者というか、豚を飼っているところから大学の方に病性鑑定じゃなくて、多分病理鑑定だと思うんですけれども、そういう申込みがあって、そして大学の方からCSFの疑いがあるということで栃木県の家畜保健所ですかね、そちらの方に行ったという話でCSFが確認されたということなんですけれども、質問の内容は、これ大学で、CSFの検査というのは基本的に家畜保健所と国というふうに私は思っていたんですけれども、普通の大学とか民間の検査機関でもこのCSFの検査というのはできるのかということが一点です。

それと、今この栃木の場合もそうですけれども、岩手も結構な頭数の、その前は栃木でもありましたね、1か月以上かかったのが、この中で数週間殺処分にかかる中で、もちろんワクチンを打った豚もいるわけですね。やはりその間でもワクチンが効いている豚は症状が出ませんよね、基本的に。そうしたら、その中で全頭殺処分する必要があるのか。確かに今、ワクチン打ってないのと野生豚を区別できるワクチンはないんですけれども、北海道を除く全都府県でワクチンを接種している状況で、前もこういう話をしたんですけれども、そこら辺りを再度国の方は考える必要はないのかということ、2点お伺いしたいと思います。

○稲垣部会長 よろしいですか。どなたが御答えになりますか。

○大倉室長 1点目ですけれども、大学や民間の検査機関で豚熱の検査が可能なのかということなんですけれども、これ自体、検査してはならないという規定は特段ございません。ただ実際に豚熱という診断を行えるかどうかとなると、また別になっておりまして、そうな

ると、この家畜衛生予防法に基づく診断というのはどうやって決めるかというのを定めているのがこの防疫指針になりますので、実際の診断を行うときにはこの指針にのっとって家畜保健衛生所でのPCR、それから動物衛生研究所での遺伝子解析ということを経た上での判定を必要とします。

ただ、民間の中で、今回免疫染色ということでの疑いということで連絡があったものですが、こういったもの自体は特段制約されているものではないです。

2点目なのですが、実際にワクチンを打っているという状況の中で全頭殺処分が必要なのかということでございますけれども、これも過去の事例幾つも、やはりワクチン接種農場での発生、これまでたくさんございましたけれども、ほとんどの事例でやはり環境中、それから肥育豚も含めて、同居豚の中からウイルスは見つかるということもございます。

そういった中で、これも全部の豚を検査するというのは事実上不可能でございますので、感染がある、ないということを識別するというのは現実的には取れない中で、このウイルスが存在するかもしれないという状況を残し続けるということを良しとするのかどうかということかと思っています。

今現在、このウイルスが残った状態で、また再導入を進めるということ自体には、次なる蔓延リスクも引き起こしかねないということで、今はワクチン接種下ではございますけれども、全頭殺処分というポリシーを敷いているということでございますけれども、これも技術の進展、先ほど識別できないという話もございましたが、いろいろな技術の進展もございますので、そういったものに併せて、もちろん防疫指針の見直しというのは将来的にやっていくことは当然でございますので、そういったものと併せての検討を進めていきたいと思っています。

○日高委員 懸念するのは、やはり殺処分するための費用にしても大変かかりますよね。ですから、どこかでその辺りの線引きをやって、なかなか難しいとは思いますが、何かいい方法を考えていただきたいなと。

やっぱりもったいないというか、あんまりこれが大っぴらになると、また動物愛護団体からなぜ殺すんだという話が出てくる可能性もなきにしもあらずと思うので、そこ辺りも含めて、私たちというか、国も考えていけないといけないし、私たちも考えていけないといけないのかなと思っていますので、これはもう答えても同じだと思いますから、そういうことをちょっと懸念したものですから。

○稲垣部会長 事務局で承るということでよろしいですね。

○安岡局長 今回の話は承るしかない話ですし、これから先、いろんな進展を見ながらやっていかなきゃいけないことだと思うんですけども、それ以前の問題で、一つはやっぱり分割管理を導入、いずれにしてもどこで殺処分にするかしないかみたいなことを判断するにしても、やはり何らかの形でどこかで線引きしなきゃいけないんですね。今の時点で一つの手段は、やはり養豚においても分割管理を導入するということなので、分割管理ができれば明らかにその部分は殺処分から逃れることができるので、どうしたら分割管理がもっと進むのかというところも僕らも研究しなきゃいけないと思います。その辺をよく現場と御相談をしながら、そちらも進めながら、今後またいろんな技術の進展や、もっと色々な意味で科学的知見も集積していったらどうできるのか。両方進めていくことが大事だと思うので、分割管理もやはり現場の実態を見ながら、運用なども生産者の皆さんとも相談しながら、もうちょっといろいろ詰めていく必要があるのではないかと考えています。

いずれにしてもまた、この議論はこれから色々な形でまた知見の集積等を進めながら御相談していければと思います。

○日高委員 やはり昔ながらの養豚というのは一貫管理ということで、子豚から肥育豚までずっと1か所ですけども、流れとして今、2サイト、3サイトという方法でやっています。ですからその辺りの推進というか、農場分割というのはなかなか難しいだろうと思うから、2サイト、3サイトの方法を国の方で推進しながら、それに対する新規の農場の場合にはクラスターが使えますけれども、例えば改修とか、物の中には資金的なものもありますし、これだけいろいろ上がってくるとなかなか難しいので、その辺りもやはり2サイト、3サイトでやっていくのが一番最善の道なのかなとは思っています。

以上です。

○安岡局長 正におっしゃるとおりで、今の現状でも分割管理がもう少しできるような状況であるところもあったりもするので、その辺をバランスよくやっていくということだと思います。ありがとうございます。

○稲垣部会長 その他でほかの委員さん、ございますか。

じゃ、佐藤委員さん、お願いします。

○佐藤臨時委員 どうもありがとうございました。冒頭に安岡局長からもお話がありましたように鳥のインフルエンザなのですが、野外、野鳥が多く検出されているにもかかわらず、この23年度、24年度シーズンというのは農場での発生がその前のシーズンに比べて非常に少なかったということで、飼養衛生管理等をきっちりやればこういうことができるん

だということが今回よく分かったのだと思ひまして、その辺りは農水省の方、それから家畜保健衛生所の先生方、農場の方々の努力があつたのではないかなと思ひて、すごいことだと思ひて情報を聞いておりました。

それから、アフリカ豚熱に関しましてイノシシが釜山でも感染が確認されたということで、その水際対策というのをやっているというのは聞いていたんですけども、先日、たしか豚病研究会で、動検の方の非常に細かいお話、どのようなことをやっているかというお話を聞いて、沖田課長からもありましたように、フェリーの中に自転車が乗ってくるよということは全然私どもも知らなくて、そういったものの対策、それからゴルフ場でも対策をやっているとか、そういった細かいことを是非もっと皆さんに周知していただきたいなというか、よくこういうことをやっているんだよということをもう少しアピールしていただきたいと思ひます。

また、イノシシの対策にしてもこういうことをやっていますよということが皆さんに見えるような形にもっとどんどん情報発信をしていただけるといいのではないかなというふうに感じています。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○稲垣部会長　どなたかお答えになりますか。承るということで。

そのほかございますか。ウェブの方、委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、その他の協議を終了させていただこうと思ひます。

マイクを事務局の方にお戻しいたします。

○大倉室長　それでは、本日は熱心にご議論を頂きましてありがとうございました。特定家畜伝染病防疫指針の一部改正につきましては、この諮問について、今後家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会を開催いたしまして、専門的な立場からの御議論を頂くこととしたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最後に熊谷審議官の方から御挨拶申し上げます。

○熊谷審議官　本日は、大変熱心な御議論を頂きありがとうございました。

本日諮問させていただいた事項につきましては、今後開催される家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において、専門的かつ科学的な御議論を頂きたいと思っております。その上で特定家畜伝染病防疫指針の改正に向けた手続を速やかに進めてまいりたいと思っております。特に高病原性鳥インフルエンザについては、今回の一部改正に基づいて次期

シーズンへの備えを強力に進めたいと思っていますので、発生予防対策の徹底に更に関係者一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

また、豚熱につきましては、大臣からも発信していただいていますけれども、ストップ豚熱、正に先ほど御指摘あったように、アピールをもう少し上手にやりながら、取組の内容を生産者だけじゃなくて国民の方々にも伝わるような形でお伝えして、アフリカ豚熱を水際で完全に侵入を阻止するという気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

また、米国における乳牛での高病原性鳥インフルエンザの状況などについても、最新の情報に触れながら、それをまた分かりやすく発信、情報提供していきたいと思っていますし、お隣の韓国のアフリカ豚熱の状況についても、これはイノシシ、更には飼養豚の状況についてもしっかりと発信しながら、また、関係者の協力が何よりですので、そういった意味では防疫対応に万全を期していきたいと思っていますし、更に先ほどお話があったとおり、分割管理の導入、これは鳥についても、また豚についてもということですし、また更に一般的なオールアウトであったり、あるいはツーサイト、スリーサイトの取組によって、これは急性感染症だけではなくて、慢性疾病の低減によって生産性向上にとっても貢献するということです、この辺はよくまた生産者の皆様方とも情報交換しながら、また小委の先生方の御意見を踏まえて、今日の諮問案件、更には畜産全体の生産性向上にもつながるような家畜衛生対策を取り進めてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○大倉室長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第68回家畜衛生部会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時17分　閉会